

受命裁判官認印

受命裁判官認印

事件の表示 平成17年(ワ)第71号

第8回弁論準備手続調書 (和解)

期 日 平成19年4月26日午前10時00分

場 所 等 福井地方裁判所民事第2部準備手続室

受命裁判官 小林 克美

受命裁判官 中嶋 万紀子

裁判所書記官 中西 太一

出頭した当事者等

原告代理人 坪田 康男

同 吉川 健司

被告代理人 金井 和夫

当事者の陳述等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

原 告 伊 東 晴 美

同訴訟代理人弁護士 坪田 康男

同 湯川 二郎

同 吉川 健司

被 告 福 井 県

同代表者知事 西川 一誠

同訴訟代理人弁護士 金井 和夫

同 金井 亨

第2 請求の表示

別紙請求の表示記載のとおり

第3 和解条項

- 1 被告は、原告が、福井県知事に対し、平成12年6月19日付けで、福井県公文書公開条例に基づいて「敦賀市樫曲の民間産業廃棄物処分場に（中略）県が立ち入り検査を行った結果の報告書、資料、文書等一切」の公開を求めた際に、公開の対象となる公文書を特定するにあたって、原告の意思確認が十分でなかったことを認める。
- 2 被告は、福井県情報公開条例に基づく公文書の公開請求を受けた場合、今回のように請求者が、公開を求める公文書の件名やその記載内容を知らずに公開請求を行っていることもあることから、請求者が知りたいと思う事項について意思の確認に努め、県民の県政参加の一層の推進及び県政の公正な運営の確保を図るものとする。
- 3 原告は、本件請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原、被告間に、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 中西 太 一

(別紙)

請 求 の 表 示

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、550万円及びこれに対する平成12年6月30日から支払済まで、年5分の割合による金員を支払え。

第2 請求の原因

- 1 原告は、平成12年6月19日、当時の福井県知事栗田幸雄（以下「栗田知事」という。）に対し、「敦賀市樫曲の民間産業廃棄物処分場にキンキクリーンセンター株式会社が搬入した産業廃棄物について、県に提出した年度ごとの残余量報告書及び県が立ち入り検査を行った結果の報告書、資料、文書等一切。いずれも平成5年度以降。」について、福井県公文書公開条例（昭和61年福井県条例第4号。平成12年福井県条例第4号による改正前のもの。）に基づいて、公文書公開請求を行った。
- 2 栗田知事は、平成12年6月30日、前記公開請求のうち、平成5年度から平成10年度までの業務日誌、監視日報、及び、平成5年度から平成6年度の処分実績報告書（以下「本件文書」という。）については、廃棄しており存在しない旨の理由で、公開しない旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。
- 3 原告が幹事の一員となっている市民オンブズマン福井は、平成12年7月26日、栗田知事に対し公開質問を行ったが、平成12年8月10日、栗田知事は本件文書の破棄について誠実な回答をしなかった。
- 4 原告は、平成12年8月23日、本件決定について、栗田知事に対し、異議申立を行ったが、平成13年8月10日、異議申立を棄却した。
- 5 福井県知事西川一誠は、平成17年2月4日、今大地晴美が平成16年12月22日行った福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）に基づく公文書公開請求に対して、本件文書の一部を含む文書を公開した。
- 6 栗田知事は、本件文書が存在していたことを知り、又は容易に知り得たにもかかわらず、本件文書が廃棄されているとの虚偽の理由により、本件決定を行

った。

- 7 原告は、本件決定により、憲法の保障する知る権利及び福井県公文書公開条例によって具体的に保障された公文書公開請求権を侵害され、深刻な精神的損害を受けた。その損害は500万円を下らない。
- 8 原告は、本件提訴をするにあたり、弁護士に委任せざるを得ず、弁護士費用相当額50万円の損害を受けた。
- 9 よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条に基づき、第7項及び第8項の合計550万円及びこれに対する本件決定がなされた日である平成12年6月30日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

これは正本である。

平成19年 5月 1日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 中西 太

